

埼玉県議会議員選挙

選挙管理委員会事務局・TEL内線3713

告示日＝3月30日(金)▼投票日＝4月8日(日) 投票時間＝午前7時～午後8時

投票できる方

昭和六十二年四月九日までに生まれ、平成十八年十二月二十九日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。ただし、県内の他市町村へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります（市外へ転出した方の投票を参照）。

投票を参照）。

＊川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別の事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

■県外から転入した方の投票

県外から転入し、平成十八年十二月二十九日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できます。同年十二月三十日以降に転入した方は投票できません。

■県内の他市町村から転入した方の投票

県内の他市町村から転入し、平成十八年十二月二十九日までに川越市へ転入届を提出している方は、市内の投票所で投票できます。

同年十二月三十日以降に転入（県内異動一回に限る）し、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、市町村が発行する証明書か住民票の写しを持参すれば、前住所地の市町村で投票できます。

■市外へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録されていた方が県内の他市町村へ転出し（県内異動一回に限る）、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村で発行する証明書か住民票の写しが必要です。

なお、四月七日(土)までに県外へ転出した方は投票できません。

■市内転居した方の投票

投票できる方のうち、三月十四日(水)以降に市内で住所変更した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

選挙公報

選挙公報は四月六日(金)までに、新聞朝刊（スポーツ紙を除く）に折り込みされます。選挙公報には、候補者の氏名・党派・経歴・政見などが掲載されています。投票の参考にしてください。

新聞を購読していない方は、事前に連絡があれば郵送します。また、市役所・出張所などにも置いてありますので、ご利用ください。

投票所入場券

■必ず切り離して投票所へ

投票所入場券が届いたら、記載内容を確かめ、大切に保管してください。投票所へは、入場券を切り離し、本人の入

場券だけを持参してください。

■入場券をなくしたら

選挙当日、自分の投票区の投票所に出かけ、受け付けに申し出てください。その場で入場券が再発行され、すぐに投票できます。

投票

■投票用紙の記入

投票用紙には、候補者一人の氏名をはっきりと記入してください。候補者一人の氏名以外を記入すると、大切な一票が無効になります。

■代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わって記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員に申し出てください。投票の秘密は固く守られます。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどの用事がある方は、投票日の前に投票することができません。

■期日前投票の会場・日時

投票所入場券を持ち、次の会場で投票してください。届いていないなどの理由により、投票所入場券がなくても投票することができます。

●今回の選挙から、会場が次の四か所になりました

- ①本庁舎七階7A会議室
 - ②アトレ六階コミュニティルームA
 - ③メルト（西文化会館）
 - ④ジョイフル（南文化会館）
- 日時：① 3月31日(土)～4月7日(土)、午前8時30分～午後8時
②～④ 4月4日(水)～7日(土)、午前10時30分～午後7時

■指定病院や老人ホームでの不在者投票

次の病院・老人ホームに入

投票所が変更になります

選挙管理委員会事務局・TEL内線3713

下記の地域にお住まいの方は、4月8日(日)執行の県議会議員選挙から投票所が変更になります。投票所入場券に記載してある投票所名と略図を確認のうえ、お出かけください。

地域 ()内は自治会名	旧投票所	新投票所
大字南田島(南田島・あゆみ・LM川越南古谷・ライオンズ第3・アステール川越)	第21投票区 (南古谷小学校)	第22投票区 (牛子小学校)
大字砂新田(砂新田下)で国道254号の西側	第26投票区 (高階小学校)	第27投票区 (高階中学校)
霞ヶ関北3丁目	第47投票区 (霞ヶ関北公民館)	第49投票区 (霞ヶ関幼稚園) *新設
霞ヶ関北4丁目~6丁目	第48投票区 (霞ヶ関北小学校)	

院している方は、不在者投票
ができます。
▼埼玉病院▼川越同仁会病院
▼山仁病院▼山口病院▼行定
病院▼赤心堂病院▼三井病院
▼武蔵野総合病院▼廣瀬病院
▼池袋病院▼康正会病院▼帯
津三敬病院▼西川病院▼埼玉
医科大学総合医療センター▼
霞ヶ関中央病院▼関本記念病
院▼南古谷病院▼霞ヶ関南病

院▼岸病院▼城南中央病院▼
川越リハビリテーション病院
▼老人保健施設プライムケア
川越▼老人保健施設川越ケア
センター▼老人保健施設いば
き▼介護老人保健施設瑞穂の
里▼特別養護老人ホーム真寿
園▼川越市養護老人ホームや
まぶき荘▼特別養護老人ホ
ム陽光園▼特別養護老人ホ
ムすみれの里・川越▼特別養

投票区番号の変更

第49投票区(霞ヶ関幼稚園)の新設に伴い、4月8日(日)執行の県議会議員選挙から、下記のとおり投票区番号を変更します。なお、番号だけの変更で、投票場所などの変更はありません。

新しい投票区番号と投票場所

- 第50投票区=名細保育園
- 第51投票区=上戸小学校
- 第52投票区=名細公民館
- 第53投票区=下小坂自治会館
- 第54投票区=広谷小学校
- 第55投票区=山田小学校
- 第56投票区=山田小学校

市議会議員選挙の「立候補届出書類等事前審査」

4月22日(日)執行の川越市議会議員一般選挙における立候補届出書類などの事前審査を、次のとおり行います。
日時…3月19日(日)、午前9時~午後4時
会場…本庁舎7階7B会議室

問い合わせ…選挙管理委員会事務局・TEL内線3713

護老人ホームみなみかせ▼ケ
アハウスみなみかせ▼特別養
護老人ホームアイリス
■郵便等による不在者投票
身体に重度の障害がある方
は、郵便(在宅)投票ができ
ます。
●身体障害者手帳を持ち、両
下肢・体幹・移動機能の障害
の程度が一級または二級の
方。心臓・腎臓・呼吸器・ぼ
うこう・直腸・小腸の障害の
程度が一級または二級の方。
免疫障害の程度が一級から三
級の方
●戦傷病者の手帳を持ち、両
下肢・体幹の障害の程度が特
別項症から第二項症の方。心
臓・腎臓・呼吸器・ぼうこ

う・直腸・小腸の障害の程度
が特別項症から第三項症の方
●要介護状態区分が要介護五
の方
また、郵便等による投票が
できる方のうち、次に該当す
る方は、代理記載による投票
をすることができます。
●上肢または視覚の障害の程
度が一級(特別項症から第二
項症)の方
いずれも事前に申請(届け
出)が必要です。詳しくは、
川越市選挙管理委員会へお尋
ねください。すでに郵便投票
証明書を持っている方は、投
票日の四日前(四月四日(水))
までに証明書を提示して、投
票用紙を川越市選挙管理委員

会に請求してください。
開票(即日開票)
開票は、四月八日(日)、午後
九時から川越運動公園総合体
育館で行います。開票速報は、
総合体育館正面玄関に掲示し
ます。深夜に及ぶため、付近
の方の迷惑にならないよう、
お願いします。
■電話による投票・開票速報
投票速報：4月8日(日)、午前
9時~午後9時30分
開票速報：4月8日(日)、午後
10時30分~
速報電話番号：0180-9
94335
*市ホームページでもご覧に
なれます。